

令和7年3月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和7年2月28日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外 輸入基準数量	下段:協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	72 トン	28 トン
		100 トン	72 トン	28 トン
3	クリーム	66 トン	37 トン	29 トン
		40 トン	16 トン	24 トン
4	粉乳類	22,479 トン	27,508 トン	超過済
		19,052 トン	20,851 トン	超過済
5	無糖れん乳	1,995 トン	1,089 トン	906 トン
		1,996 トン	1,089 トン	907 トン
6	加糖れん乳	30 トン	149 トン	超過済
		30 トン	19 トン	11 トン
7	ヨーグルト	13 トン	12 トン	1 トン
		13 トン	12 トン	1 トン
8	バターミルク	18 トン	24 トン	超過済
		18 トン	24 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	44,926 トン	7,898 トン
		43,262 トン	33,352 トン	9,910 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	7,273 トン	4,445 トン
		5,441 トン	2,977 トン	2,464 トン
11	バター	15,620 トン	15,162 トン	458 トン
		12,207 トン	12,448 トン	超過済
12	豆類	74,764 トン	59,291 トン	15,473 トン
		33,610 トン	28,359 トン	5,251 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	4,772,911 トン	659,121 トン
		5,028,748 トン	4,491,182 トン	537,566 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン 171,683 トン	1,081,973 トン 141,545 トン	184,506 トン 30,138 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン 1,007,980 トン	684,578 トン 684,578 トン	323,402 トン 323,402 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン 3,465 トン	3,461 トン 3,174 トン	79 トン 291 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン 8,521 トン	16,002 トン 13,052 トン	超過済 超過済
17	マニオカでん粉	156,823 トン 156,113 トン	100,391 トン 99,303 トン	56,432 トン 56,810 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン 7,223 トン	16,297 トン 16,297 トン	3,711 トン 超過済
19	その他でのん粉	1,601 トン 1,458 トン	1,636 トン 1,556 トン	超過済 超過済
20	イヌリン	3,131 トン 72 トン	1,851 トン 71 トン	1,280 トン 1 トン
21	落花生	32,326 トン 18,405 トン	27,455 トン 16,113 トン	4,871 トン 2,292 トン
22	こんにゃく芋	189 トン 189 トン	5 トン 5 トン	184 トン 184 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン 2,553 トン	6,057 トン 1,271 トン	3,151 トン 1,282 トン
24	でん粉調製品	667 トン 469 トン	1,681 トン 831 トン	超過済 超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン 0 トン	0 トン 0 トン	0 トン 0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン 1,788 トン	2,326 トン 784 トン	2,439 トン 1,004 トン
27	調製食用脂	17,432 トン 1,942 トン	9,594 トン 1,187 トン	7,838 トン 755 トン
28	繭	2.0 トン 2.0 トン	1.4 トン 1.4 トン	0.6 トン 0.6 トン
29	生糸	242 トン 242 トン	133 トン 133 トン	109 トン 109 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。